

都留市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 9 号

都留市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

都留市ふるさと応援基金条例(平成 29 年都留市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「ふるさと納税による寄附金」の次に「及び企業版ふるさと納税による寄附金」を加える。

第 6 条中「別に定める魅力あるまちづくりのための事業に必要な」を「規則で定める事業等の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。